

吹田市権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの中核機関設置要領

(設置)

第1条 吹田市成年後見制度利用促進計画に基づき、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、権利擁護支援及び成年後見制度利用促進に係る支援のため、地域連携ネットワークの中核となる機関（以下「中核機関」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 成年後見制度 民法（明治29年法律第89号）に規定する後見、保佐及び補助の制度並びに任意後見契約に関する法律（平成11年法律第150号）に規定する制度をいう。
- (2) 地域連携ネットワーク 権利擁護支援の必要な人が成年後見制度を利用できるよう相談窓口を整備するとともに、支援の必要な人を早期に発見し、適切な支援につなげる地域連携の仕組みをいう。
- (3) 成年後見人等 民法に規定する成年後見人、保佐人及び補助人並びに任意後見契約に関する法律に規定する任意後見人をいう。

(名称)

第3条 中核機関の名称は、吹田市権利擁護・成年後見支援センターとする。

(業務の内容)

第4条 中核機関は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 成年後見制度に関する広報及び普及啓発に関すること。
- (2) 成年後見制度に関する相談対応及び成年後見制度の利用支援に関すること。
- (3) 成年後見人等の支援に関すること。
- (4) 地域連携ネットワークの構築に関すること。
- (5) 日常生活自立支援事業との連携に関すること。
- (6) 第7条に規定する地域連携ネットワークに関する協議会の事務に関すること。
- (7) その他成年後見制度の利用促進に関し必要な事項

(業務の実施)

第5条 市長は、前条各号に掲げる業務を適切に実施できると認められる法人その他の団体に、業務の全部又は一部を委託して実施することができるものとする。

2 前項の規定により業務の全部又は一部を委託して実施する場合にあっては、市と市の委託を受けた法人その他の団体が互いに連携して実施するものとする。

(運営委員会)

第6条 中核機関の円滑かつ適正な運営を図るため、吹田市権利擁護・成年後見センター運

営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

2 運営委員会の委員及び運営に関する事項は、吹田市権利擁護・成年後見支援センター長が別に定める。

（協議会）

第7条 成年後見制度の利用促進をはじめとする権利擁護に関する地域課題の検討及び調整等を目的に、地域連携ネットワークの協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

（庶務）

第8条 中核機関に関する庶務は福祉部福祉総務室において処理し、中核機関の運営管理については福祉部高齢福祉室、福祉部障がい福祉室及び福祉部生活福祉室と連携して実施する。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、中核機関の運営に関し必要な事項は、福祉部長が定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。